都から市へ原案作成依頼(14年7月)

市民の意見・要望の提出

基本的な考え方(14年12月)

市民の意見・要望の提出

用途地域等の指定に関する三鷹市の

三鷹市の基本方針(15年5月ごろ)

市素案作成・公表(15年 6 月ごろ)

市原案策定(15年7月ごろ)

東京都素案の策定・公聴会等(15年度)

都市計画決定(16年度)

素案の説明会(15年6月ごろ)

用途地域等の指定に関する

基本方針(素案)(15年1月)

決定までの活

用途地域等の指定に関する

# 用途地域等の指定に関する 鷹市の基本方針 (素案)の骨子について

## 途地域の見直しを検討しています。用途地域 見直しの都市計画決定は東京都が行います 現在、東京都は平成16年度決定を目途に用

月ごろ東京都へ提出します。 が、変更原案等は三鷹市が作成し、本年の7 このため、市は「用途地域等の指定に関す

る三鷹市の基本方針(素案)」を本年1月に

取りまとめましたので、お知らせします その特徴点としては、

●建築物の最高高さの指定

の制度の活用を図ることとしています。

## ●敷地面積の最低限度等の指定

●特別用途地区の導入など 新たな防火規制区域の指定

## 基本方針(素案)の主な内容

### 考え方 しに係る市の基本的なー 用途地域等の見直 用途地域等の見直しにあっ

性に応じた政策誘導の土地利 用を図る。 するため、現行の用途地域等 を基礎としながら、地域の特 くりに向けた政策課題を実現 するものとする。 3つの視点] こは、次の3つの視点に留意 「緑と水の公園都市」づ

急激な人口増をもたらさない 土地利用を図る。 から、都市空間の質を高め、 正な人口規模を維持する観点 良好な環境を保持し、適

導入を図る。 み出すべき地域等において は、特別用途地区等の制度の 計画等を定めることを原則化 容積率等の緩和は、地区 規模を10平方
沿と定める。 地の特性に応じ、

### 2 見直し作業の対象

⑤「建築基準法等の一部を改 区、③高度地区・高度利用地 る。 事項に関することを対象とす 正する法律」そのほか必要な ①用途地域、②特別用途地 ③高度地区·高度利用地 において、建ぺい率および容

### 3 用途地域等の指定

①敷地面積の最低限度等の指 に関する具体的な方策

しを行う。

め、将来の開発可能性の高い 専用地域を対象に、最低敷地 地域にある、第一種低層住居 住宅地の形成を誘導するた ミニ開発を防止し、良好な ⑤準防火地域の指定

景観の形成を図るため、市街 ②建築物の高さの最高限度を 住環境の保護や良好な都市 定める高度地区の指定

業系用途地域が隣接する場合 の差が過大となっている地域 ③用途地域境の容積率の調整 など、用途地域相互の容積率 さの最高限度を指定する。 住居系用途地域と路線式商

④都市計画道路沿道の用途地 積率の格差を是正する。

残地再建を可能とするため、 建ペい率および容積率の見直 の住宅地に居住する地権者の の事業実施に伴い、低容積率 都市計画道路(調布保谷線)

定する。 ついては、建ペい率40%の区 防止を図る必要がある地域に 域であっても準防火地域に指 不造住宅が密集し、 延焼の

準防火地域のうち、建ぺい率 および容積率を緩和する地域 を促進する必要があることか については、建築物の不燃化 木造建築物が密集している ⑥新たな防火規制区域の指定

容積率30%以上の近隣商業地 所等の用途を誘導するため、 域を対象として、店舗や事務 特別商業活性化地区」(仮称)

地場産業等を育成するため、 沿道については、都市型産業、 地域や東八道路等の幹線道路 特別都市型産業等育成地区 工業・業務が混在している

用途や容積などにより制限す ◆用途地域 建築物の建築を

建築物の整備並びに土地利用

に関する総合的な計画を都市

隣商業地域、準工業地域など、 異なります。 あり、地域によって建てられ する「防火地域」等の指定も る「高度地区」、構造を制限 のほかに、高さや形態を定め 12種類の地域があります。 と 第一種低層住居専用地域や近 る制度です。用途地域には、 る建物の用途、規模、構造は

の形成等や保全のため、道 路・公園等の地区施設および のもとに、良好な市街地環境 ◆地区計画 地区住民の合意 上を図るものです。

⑦緑地保全地区又は風致地区 新たな防火規制区域を指

定する。

Ó

分寺崖線沿いの樹林地等に、 緑地保全地区又は風致地区を の原風景を保存するため、 緑や水、農地を含めた三鷹 玉

指定する。 ⑧特別用途地区の指定

の趣旨に適合する施設を設け 区においては、特別用途地区 途地区の指定等を行う。以下 を図る必要がある地域を対象 政策誘導としての土地利用 用途地域の変更、特別用 る。

化エリア等の商業地域および ④特別商業活性化地区の指定 して指定容積率を減ずる。 ない場合、周辺の状況を勘案 鷹駅前の中心市街地活性 う。

B特別都市型産業等育成地区 でご覧になれます。(http:// の全文は、市のホームページ る三鷹市の基本方針」(素案) 用途地域等の指定に関す

されました。この条例に基

ほか、三鷹防犯協会などの の推進です。委員は公募の

関係団体や関係機関からの

ス番号・メールアドレス 氏名・年齢・電話・ファク

に、はがきか手紙に住所・

▼2月14日儉(必着)まで

**鷹市生活安全条例」が制定** 

採り入れて、昨年10月「三

市民のみなさんの意見を

的団体および関係行政機関

後の会議に参加できる方。

◆公募人数 3人

年間)中の2~3カ月に1

回程度、平日夜間や土曜午

の協働による生活安全活動

高揚を図るための広報と啓 生活の安全に関する意識の

②生活の安全を向上さ

在、満18歳以上の市民(在勤

内線215115

在学を含む)で、任期(2

◆応募条件 1月末日現

構造等に関する制限を定める 条例で、建築物の用途、敷地、 環境の保護などを図るために 政策的に、土地利用の増進 定める地区。地方公共団体の に基づき用途地域内において ◆特別用途地区 都市計画法 計画に定めるものです。

強化し、市街地の安全性の向 要とされる区域において、 住宅密集地域など、特に重点 ◆新たな防火規制区域 定の建築物の防火構造規制を 的かつ効果的な体質改善が必 ものです。

が存在する地域等を対象とし ©特別文教・研究地区の指定 研究地区」(仮称) 誘導するため、「特別文教・ て、学校、事務所等の用途を 大学、 専修学校、研究施設 を指定す

象は三鷹市民。

【地区計画制度の原則化】

則とする。との場合において、 区のまちづくりのルールを地 た規制緩和を行うことができ 等に対する規制の内容に応じ 地区計画による敷地や建築物 は緩和する場合には、その地 区計画として定めることを原 用途地域等の規制を強化又 あり。 側) 79区画 がきに住所・氏名・年齢・電 ◆利用料 年間1万5千円 ▼2月14日魵までに、往復は ◆募集場所 話番号を記入し「〒8―85 (大沢二丁目、

め、市は、まちづくりに関す の主体的な活動を支援するた る情報の提供等を積極的に行 地区計画策定に関する市民

生活安全推進協議会の市民委員を公募

報にてお知らせしていきま 明会等のご案内については広 www.city.mitaka.tokyo.jp ※今後、市の基本方針や説

委員を公募します。

との協議会の役割は、

1

は4月以降の予定ですが、

なお、協議会の正式設置

を記入し「〒181―8151515

(お持ちの方) と応募動機

設置に向けた準備会を3月

旬に開催します。

多数の場合は抽選。

⇒コミュニティ文化室☎

化室」へ申し込む。応募者 三鷹市役所コミュニティ文 つき設置する市民会議(生

の市民

選出者で構成されます。

内線2815 ⇒都市計画課都市計画係☎

民のみなさんと市内の公共 せるための調査研究、 平成15・

四季の移り変わりや豊かな自 然を体験してみませんか、対 市民農園で土とふれあい、 へ申し込む。 募集数を超えた

◆利用期間 4月1日以~平 大沢市民農園 場合は抽選。

庫・トイレ・水場などの施設 ※1区画約25平方
が。倉 第七中学校東 ません。 重複しての応募・利用はでき 民農園、老人レジャー農園と

②調理器具のまわりは整理整 ばに置かない。③てんぷら火 とんし、 燃えやすいものをそ い。離れるときは火を消す。

3

### 16年度分

55三鷹市役所生活経済課都 市農業係(市民農園担当)

(1区画) のみとし、申込者 列用者は同一のこと。 ※中原市民農園、下連雀市 ※申し込みは1世帯1通

成17年1月31日月

えってこない貴重な国土で領土です。そして、いまだか

5

す。三鷹市議会でも過去に何

火災から尊い命を守るために

どの北方四島は、日本固有の

う。

⇒企画経営室☎内線211

ての関心と理解を深めましょ

ことを願い、この問題につい

しり)、択捉(えとろふ)な

丹(しこたん)、国後(くな

歯舞(はぼまい)群島、色

関係が一日も早く確立される

の真の永続的な友好と平和な

領土問題が解決し、日ロ間

断固たる決意と

熱意で四島返還を

2月7日は北方領土の日

決議や意見書に託し、政府に 度か、北方領土返還の悲願を

働きかけています。

※車での利用はできませ

いるときは、その場を離れな

◆調理器具 ①揚げ物をして

生活経済課6内線306

災が発生しました。原因のワ 昨年、三鷹市内で62件の火 防火に関する生活習慣を見直そう 災に水をかけると急激に炎が 大きくなり危険。

見直し、日ごろから火に対す た。防火に関する生活習慣を に至ったものが激増しまし れて調理用油が発火し、火災 る警戒心をもちましょう。 ステーブルなどで火を消し忘 ースト3は放火=18件、ガス テーブルなどの調理器具=17 たばと=9件で、特にガ 所を必ず確認。<br />
③灰皿は縁が るものに水を入れて使う。 広く、底が平らな安定性のあ 前や外出時には、喫煙した場 にしない、させない。②就寝 ◆たばこ<br />
①寝たばこは絶対

く。②湿気の多い場所を避け、 ③さびや変形など日ごろの点 転倒しないように工夫する。 やすく使いやすいところに置 付けましょう ①だれもが見 ◆消火器の正しい知識を身に

検をしておく。 ⇒三鷹消防署予防課647-

三鷹消防少年団 みたか消防体験ツアー 、団説明会も同時開催

成に関心のある18歳以上の 住の小学生(保護者・兄弟な 験など。同少年団の入団説明 会も行います。対象は市内在 消防少年団の訓練の見学・体 Jの同伴可)と、青少年の育 はしご車の体験乗車、三鷹

▽2月8日出午前10時30分~ 午、三鷹消防署で。

事務局(加藤・原嶋・藤井) ☎47─0119へ申し込む。 2月6日休までに同少年団